

日本スポーツ振興センター災害共済について

○日本スポーツ振興センターとは

児童・生徒が学校の管理下（通学経路を利用して朝、家を出て、家に帰るまで）において発生した災害により、負傷・疾病を受けた場合、その治療（保険治療）に要する費用を、また、死亡・障害の場合には見舞金を支給し、学校安全の普及・充実に努めることを目的とした制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されているもので、全国どこの学校でも適用されています。柏市では共済掛け金の半額を負担しております。

○対象

同一の事故の医療に要する総医療費が5000円（保険証を使用して支払いが1500円）以上の場合

○請求方法と請求期限

事故によって負傷・疾病を受け、医療に要した費用を請求するときには担任までご相談ください。請求書類（医療等の状況）は保健室に用意してあります。柏市では17年度より給付金が保護者の口座振り込みとなりましたので、振替払申出書もあわせて提出してください。なお、医療費・見舞金の請求期限は、その給付事由が発生した日から2年となっています。

○支給されない場合

- ・学校管理下外の事故
- ・同一の事故で要するそう医療費が（保険診療分）が5000円（保険証を利用して1500円）未満の場合
- ・保険外診療をした場合
- ・通常使用する通学路外での負傷
- ・同一の負傷、疾病に関して医療費の支給開始後10年を経過した時
- ・交通事故等第三者の行為によって生じた場合、同一の事由で損害賠償を受けた時その額の限度において支給されない
- ・風水害、震災その他の非常災害による場合

○給付額

保険診療で治療を受けた場合、診療費（柔道整復師の施術に係る費用の額は、日本スポーツ振興センターと日本柔道整復師会との協定学とする）の3割が個人負担7割が保険負担になっています。（通院の場合）日本スポーツ振興センターから医療費として給付されるものは、個人負担の3割と付加給付の1割です。

なお、高額医療費、入院時食事療養費、薬剤一部負担金なども給付の対象となります。

なお、詳しくは「加入のご案内」をご覧になるか、担任または養護教諭にお問い合わせください。

